

職員の懲戒処分等について

さいたま市消防長（処分1関係）並びにさいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（処分2関係）は、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、次のとおり公表します。

【処分1】

1 事案の概要

当該職員は、平成31年4月頃から令和3年3月末頃までの間、事務室内のパソコン等から消防局職員の個人情報をも不正に取得し、市内のフットサル施設において、当該個人情報を記載した埼玉県市町村職員共済組合のレクリエーション施設利用券を複数回、当該職員が所属する非組合員であるサッカーチーム等に私的に使用したものである。

不正に取得した個人情報は79名分に上り、また、施設に提出した施設利用券は累計86枚で、本来の利用料金を支払わずに正規の利用料金から172,000円相当額の控除を受け、共済組合に同額の損害を負わせたものである。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

消防局 主査（44歳） 免職

(2) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・ 法令違反
- ・ 職務上の義務違反
- ・ 全体の奉仕者としてふさわしくない非行

(3) 管理監督者への処分等

当時の管理監督者であった者に対し、訓告を行いました。

3 処分等年月日

令和4年6月29日（水）

【処分2】

1 事案の概要

本事案は、市職員で構成されるサッカークラブが、令和元年6月から令和3年9月までの間、市内のフットサル施設において、あらかじめ名義利用の承諾を得た職員の名義を記載した埼玉県市町村職員共済組合のレクリエーション施設利用券を累計78枚使用し、本来の利用料金を支払わずに正規の利用料金から156,000円相当額の控除を受け、共済組合に同額の損害を負わせたものである。

被処分者については、本件施設等の利用料金精算時などにとりまとめの役割を担っていた者である。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

水道局 係長（44歳） 戒告
子ども未来局 主任（32歳） 戒告

(2) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・ 法令違反
- ・ 全体の奉仕者としてふさわしくない非行

(3) その他の職員への注意

クラブの代表者及び名義利用の承諾に関わった者に対し、訓告を行いました。

3 処分等年月日

令和4年6月29日（水）

問い合わせ先

処分1について：消防職員課

課長：萩原 担当：矢嶋

電話：833-9256

内線：5450

処分2について：人事課

課長：川瀬 担当：松原

電話：829-1090

内線：2415